



「天高く昇る、龍」が、やって来た。

業務部長 山崎 和典



「跳ねる、兎」は、未曾有の大震災、円高と、不発に感ぜられた企業、経営者の方が多いのではと思います。

「天高く昇る、龍」に、期待は膨らみますが、変化の激しい不透明な世の中です。

今一度、商売の基本である「自己を知ること」を、むしろ積極的、攻撃的に捕らえる必要があると考えます。

その一歩として、決算書(月次決算書)を漫然とでなく「会社の危険情報を知る大きな武器」と真に理解する必要があると思います。

決算書は、税務申告の為にだけに作成するものではありません。

「武器」としての活用手法として

- 成長力** 売上総利益(粗利益)の増加額
売上高だけでなく、事業の効率化、仕入力の向上等による原価率の低減。
- 収益力** 売上高経常利益率
会社が儲かっているかは、経常利益。
- 安全力** 自己資本比率
自己資本÷総資産 自分の資金にあった経営ができていますか。

以上、代表的経営指標があります。

会社の社歴(年齢)、業種、規模等、総合的に見た判断指標として活用しましょう。

経営の危険信号、経営改善点を真に掴む武器として活用しましょう。

我々も、顧問先企業皆様の「武器としての決算書」の活用のお手伝いが出来ればと考えています。

「経済先進国で、今後数年、最高の成長率を上げるのは、日本である。」

と、言い切る経済評論家があります。確かに、震災復興需要と言う大きな波があります。

しかし、「不透明な世の中」、今一度、自社の足元に細心の注意を払うべきだと思います。

時として**勇気ある前進**も、**勇気ある後退**も必要です。

「天高く昇る、龍」は、確かにやって来ました。

復興増税

復興増税法が、平成23年11月30日に可決成立しました。

(1) 復興特別法人税

法人実効税率をいったん5%引き下げた上で、

平成24年4月から3年に限って、税率を2.4%上乘せする。

(2) 復興特別所得税

平成25年1月から25年間、税率を2.1%上乘せする。

(3) 個人住民税の均等割

平成26年6月から10年間、年1,000円引上げ。

年額4,500円(改正前は3,500円)とする。

平成24年度税制改正大綱

平成24年度税制改正大綱が、平成23年12月10日に発表されました。

気になる項目は、以下の通りです。

(1) 給与所得控除を縮小 年収1,500万円を超えたら、控除額は245万円が上限に。

(2) 住宅購入資金の贈与税の非課税枠

3年間延長。平成24年度は、1,000万円が非課税に。省エネ・耐震住宅の場合は、500万円上積みする。

(3) 事業用資産の買い替え特例 優遇対象を絞ったうえで、3年延長に。(10年以上保有した土地・建物)

(吉本)



実務ポイント事項

(1) 年金所得者の申告手続きの簡素化について

平成23年分以後の所得税(平成24年度確定申告分)より公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告書の提出が不要となりました。

但し、所得税の還付申告をする場合は提出できます。

なお、住民税については申告が必要です。

(2) 上場株式等の配当等の源泉徴収税率について

上場株式等の配当等(大口株主等が支払を受けるものを除く)の源泉徴収税率についてですが、平成23年12月31日までの軽減税率が、平成25年12月31日まで2年延長になりました。

よって、所得税は今まで通り7%(住民税は3%)です。

(坂本)

帳簿書類の電子化について

あまり知られていませんが、平成17年4月に「電子文書法」が施行され、紙文書だけでなく電子化されたファイルでの保存が法的に認められるようになってきました。

税務においては、それよりも早い平成10年7月に「電子帳簿保存法」が施行され、紙による保存を原則としつつも、税務署長へ申請し承認されると、一定の要件のもと電子化されたファイルでの保存が可能となっています。ほとんどの会計ソフトは電子帳簿に対応しています。ご注意いただきたいのは、**原則は紙保存**なので、**電子保存には承認が必要**で、その保存日時や訂正履歴など**記録の真実性を確保するための要件**があります。

	電子データ保存 (一貫して電子作成)	スキャナ保存 (紙 スキャナ)
帳簿	電子帳簿法4 承認制	不可
書類	受領	電子帳簿法4 承認制
	発行(控)	電子帳簿法4 承認制

また税務面だけでなく、電子データは書替え、消去、持出し等が容易にできるため、内部統制上もシステムの運用には注意が必要です。

そのようなリスクやコストを考えると、帳簿書類は紙での保存ということになりそうです。

(山谷)

編集後記

2011年は、未曾有の年となりました。震災、津波の自然災害と原発事故の収束には、数十年かかると言われています。経済も、ヨーロッパ発の債務問題に直面し、我が国も対岸の火事とは言えない先送りのできない状況です。

震災時に日本人の譲り合い、助け合いの気持ち、人の力、

「絆」を結集して再生の年にしたいものです。

今年もよろしくお祈りします。

今回は、業務2課がお届けしました。

(山本)

